

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:平成30年度)

施設 の 名 称	宮城県婦人会館
指 定 管 理 者 の 名 称	一般財団法人みやぎ婦人会館
施 設 所 管 部 課 (室)	教育庁生涯学習課

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘 要
～ 平成18年 3月	管理委託	財団法人 みやぎ婦人会館	
平成18年 4月 ～ 平成25年 3月	指定管理者	財団法人 みやぎ婦人会館	22年4月更新
平成25年 4月 ～ 令和 4年 3月	指定管理者	一般財団法人 みやぎ婦人会館	31年4月更新

(注)管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください。

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名 称	一般財団法人 みやぎ婦人会館
	所在地	仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地
指 定 期 間	平成31年 4月 1日 ～ 令和 4年 3月31日 (3か年)	
募 集 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施 設 の 名 称	宮城県婦人会館	
所 在 地	仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地	
設 置 年 月	昭和47年4月(平成22年4月現在地に移転)	
根 拠 条 例 等	婦人会館条例	
設 置 目 的	婦人の教養の向上と情操の純化を図り、もって生活文化の振興と福祉の増進に寄与するため。	
施 設 の 内 容	敷 地 面 積	472.563㎡(専有面積)
	構 造	RC造 地上3階のうち一部を占有
	内 容	研修室6 事務室3 倉庫3 通路兼倉庫2 オープンスペース1
開 館 (所) 日	月曜日、12月29日から翌年の1月3日及び教育委員会が承認した日を除く毎日	
開 館 (所) 時 間	午前 9時 ～ 午後 9時	
指 定 管 理 者 が 行 う 業 務 の 範 囲	1 婦人の教養の向上に関する研修業務 (1) 婦人教育及び家庭教育に関する研修 (2) 家庭における男女共同参画に関する研修 (3) その他婦人の教養の向上に関する自主的な研修や教室等を行うこと 2 婦人団体の活動に関する情報の収集及び提供業務 3 婦人団体が主催する事業等に対する指導及び助言業務 4 婦人団体の指導者養成業務 5 婦人会館バスの管理運行业務 6 専用部分の管理及びそれ以外の日常的な管理・整備等を要する部分の管理運行业務 7 施設の使用許可申請の受付及び許可 8 利用料金の徴収・返還業務 9 施設全体の維持管理業務 10 その他当該施設の設置目的を達成するために教育委員会が必要と認める業務	
利 用 料 金 制	採 用 の 有 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	利 用 料 金 の 名 称	宮城県婦人会館利用料金

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (平成30年度) (A)	前 年 度 (平成29年度) (B)	評価対象年度 (平成30年度) (C)		
開館(所)日数	308 日	308 日	308 日	100.0%	100.0%
延べ利用者数	18,930 人	19,897 人	20,327 人	107.4%	102.2%

(注)対象施設が複数ある場合は、施設ごとに記入してください。

(2) 延べ利用者数の内訳

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (平成30年度) (A)	前 年 度 (平成29年度) (B)	評価対象年度 (平成30年度) (C)		
貸室利用者	11,500 人	11,309 人	12,185 人	106.0%	107.7%
教育事業利用者	7,430 人	8,588 人	8,142 人	109.6%	94.8%
宿泊利用者	0 人	0 人	0 人	#DIV/0!	#DIV/0!
	人	人	人	#DIV/0!	#DIV/0!
	人	人	人	#DIV/0!	#DIV/0!
合 計	18,930 人	19,897 人	20,327 人	107.4%	102.2%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入

(単位:千円, %)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (平成30年度) (A)	前 年 度 (平成29年度) (B)	評価対象年度 (平成30年度) (C)		
県指定管理料	13,375	13,375	13,375	100.0%	100.0%
利用料金収入	5,800	5,877	5,683	98.0%	96.7%
その他	11,936	11,863	12,120	101.5%	102.2%
収入計 (a)	31,111	31,115	31,178	100.2%	100.2%

(2) 支出

人件費	15,634	15,382	15,601	99.8%	101.4%
施設管理費	3,144	2,965	2,850	90.6%	96.1%
事業運営費	10,980	10,845	11,189	101.9%	103.2%
その他	1,353	1,531	1,379	101.9%	90.1%
支出計 (b)	31,111	30,723	31,019	99.7%	101.0%

(3) 収支

収 支 (c)=(a)-(b)	0	392	159	#DIV/0!	40.6%
前期繰越収支差額	9,604	9,212	9,604	100.0%	104.3%
次期繰越収支差額	9,604	9,604	9,763	101.7%	101.7%

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲すること。

6. 評価対象年度(平成30年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】		
	評価	評価	評価	評価			
①管理運営体制	理事会及び事務局5名(うち1人は夜間勤務)の職員で、婦人会館の管理運営を行った。		年間308日、1日12時間の指定管理業務を最少人数で対応し、施設管理及び女性の教養の向上に関する研修等の業務を効率的に実施、運営した。		A	少人数の職員により、施設管理及び研修事業の業務を効率的に行った。	A
人員体制	正規 4人	非正規 1人					
②施設・設備の維持管理業務の実施	施設内の点検を常時行い、施設・設備の日常的な維持管理を行った。また、施設管理者による清掃の他に会館職員が自主的に椅子、机、ホワイトボードの拭き掃除を行い、施設の清潔維持に努めた。なお、最近では、蛍光灯の交換が頻繁にあり、施設の老朽化を痛感している。		施設の補修修繕等については、文化財課分室や主務課と協議を行うとともに、常に施設・設備を快適な環境で利用できるように配慮した。		A	施設管理については、文化財課分室と民間非営利活動プラザとの三者で管理運営要綱を定めており、日頃から施設機能維持や安全の確保に努めた。	A
③運営業務(ソフト事業等)の実施	協定書に定められた指定管理業務を着実に実施し、研修事業等への参加者の拡大と業務の効率化を図った。		指定管理業務を効率的に実施するため、業務の繁忙期と閑散期に対応した人員配置を行い円滑な業務の推進を図るとともに、常に業務の進捗状況を把握し、事業計画に沿った適正な業務を執行した。		A	少人数の職員を適切に配置し、各種事業を効率的かつ適正に行った。	A
④自主事業の実施							
⑤利用者サービスの向上	一日研修参加者には来館時にお茶を、昼食時には職員が弁当等を配膳し、帰りの際には研修記念写真を一人一人に贈呈した。また、貸し室利用者には茶器と茶葉を無料提供するなど、サービスの向上に努めた。		一日研修参加者にはお茶を差し上げ、昼食時には職員が配膳するなどしてセルフサービスを求めない姿勢が好評であった。また、研修室の机とホワイトボードを毎日拭き掃除をして清潔の保持に努め、記念写真の贈呈も喜ばれた。		A	来館者が施設を快適に利用できるようきめ細かいサービスを提供し、県民サービスの向上に努めた。	A
⑥利用者の苦情、要望等の把握とその反映	一日研修で毎回アンケートを実施し、研修内容に対する意見集約した(対象人員 2, 778名)。また、みやぎの食探訪、親子旅物語等でもアンケートを実施した。		一日研修では、毎回アンケートを実施し、受けた講義内容、感想、要望等を記載してもらい、その後の事業展開に反映した。		A	アンケートの随時実施や窓口対応など、利用者の意見等を反映させられる体制を整えている。アンケートからは、毎年研修事業が好評であることがうかがえ、今後も利用者の声を酌んだ事業実施を展開していただきたい。	A
⑦安全対策	毎日、館内の日常的な点検を実施するとともに、火災・災害を予想した消防・地震防災訓練を年2回実施した。また、館外での事業実施時には、職員2名を同行させて安全管理に努めた。		毎日、館内を見回るとともに、館内の安全対策については、建物の管理者と協議しながら、安全確保に努めた。また、バス運行時の安全対策については、交通事故防止に努めるとともに、事業参加者向けの傷害保険に加入するなど、万が一の事故に備えた。		A	安全対策については、文化財課分室と民間非営利活動プラザとの三者で協議し、適切な安全確保に努めた。交通事故防止のほか、消防訓練なども行って職員の意識を高めており、常時安全に気を配っている。	A
⑧県民の平等利用	研修室の利用は、申込者の先着順とし、各種研修事業においても、定員を定めて先着順として、平等利用に配慮した。		研修室の利用については、6か月前から先着順で受け付けるなど、平等利用の確保に努めた。		A	研修室の貸付事業については、様々な研修事業を行う際などに、平等利用の確保に努めた。	A

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
			評価		評価
⑨個人情報の保護	みやぎ婦人会館個人情報の保護に関する規程に基づき、適正に実施した。	個人情報の収集に当たっては、利用目的を直接本人に説明するとともに、目的の範囲以内でのみ使用することとしている。	A	関連規程に基づき、個人情報の取扱いについては細心の注意を払い、適切な対応を図った。	A
⑩利用実績	4 施設利用実績のとおり	利用者数は昨年度を上回ったが、貸室事業収入は昨年度を下回った。また、教育事業の利用者数は、昨年度を若干下回ったものの、事業毎の利用者数をみると、昨年度と同程度の事業が多く、総じて昨年度並みの実績は確保できた。	A	貸室利用者数は昨年度を上回ったが、教育事業利用者数は昨年度を下回った。アンケートの結果からは、後者は高評価を得ており、各事業についても、今後一層の質の充実と利用者数の増加を図っていただきたい。	A
⑪収支実績	5 管理運営収支実績のとおり	今年度の収支は、収入で31,178千円、支出で31,019千円、収支差は159千円となっており、結果として、収支の均衡の取れた安定した財政運営となった。	A	収支がほぼ均衡のとれた適正なものとなっており、安定した財政運営である。	A
⑫その他の取組	婦人会館を一般女性にも利用していただくために、お洒落講座や実楽来(ミラクル)講座を開催した。	婦人会館の研修事業は、女性団体に限られることが多いため、一般女性も参加できる講座を行い、参加者には婦人会館の各種事業を紹介したことから、知名度と利用度の向上につながった。	A	女性団体に限られた事業が多いが、一般女性個人も利用しやすい事業を行うことにより、より多くの県民が参加しやすい環境を整えている。	A
総合評価		年間308日の会館業務を職員5人(うち1人は夜間勤務)で効果的に実施することができた。また、一日研修などの研修事業の収入が前年度を上回ったことから、収支のバランスがとれた。このほか、竹馬の友大学、みやぎの食探訪、楽しいお洒落講座、実楽来(ミラクル)講座も好評であったことから、婦人会館の実施事業が高く評価されたものと考えている。	A	適切な施設管理及び利用者サービスの向上に努めており、利用者からは高評価を得ている。今後もなお一層のサービス向上を図り、適切な事業展開に努めていただきたい。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	婦人会館が入居している旧県立図書館は、老朽化による施設全体の痛みが目立ち、最近では、蛍光灯の交換が頻繁になっている。また、文化教室(ヘルシーダンスやフラダンス)や子育て支援事業等を実施する際には、毎週、第5研修室と第6研修室をホールのように模様替えする必要があり、その労力も相当なものがある。また、婦人会館バスの運行に当たっては、民間企業に運転業務を委託しているが、ドライバー不足、ドライバー労働時間の厳格化などにより、今後も、大幅な委託料の値上げが予想される。	所有するバスの運行に当たり、民間に運転業務を委託しているが、運転手の確保が課題となっている。また、建物・設備の老朽化については、所管する文化財課と情報を共有し、連携を図りながら対策に努める必要がある。